

## 日本摂食嚥下リハビリテーション学会評議員選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本摂食嚥下リハビリテーション学会（以下、「本学会」という。）会則第7条第1項第2号の規定に基づき、評議員（定款第7条第1号の正会員を示す。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(評議員の役割)

第2条 評議員は本学会定款第4条の目的に基づき、以下の各号の役割を有する。

- (1) 社員総会に出席すること
- (2) 摂食嚥下リハビリテーションの普及活動を行うこと
- (3) 編集委員会からの依頼に基づき査読を行うこと

(選考の手続き)

第3条 理事は、以下の各号のすべてを満たす一般会員を評議員候補者として理事会に推薦することができる。

- (1) 本学会会則第5条第2号の一般会員として十分な会員歴を有すること
- (2) 学術大会に参加し、演題を発表した実績を有すること
- (3) 摂食嚥下リハビリテーションに関する十分な実践活動、教育活動又は研究活動を継続して行っていること
- (4) 摂食嚥下リハビリテーションに関する業績を有すること
- (5) 本学会に貢献する意思を有すること
- (6) 原則として、日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士であること

2 評議員候補者の推薦に当たっては、**理事会開催の3週間以上前**に、以下の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 理事名を記した推薦書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 業績一覧（様式3）

3 理事長は理事会の議を経て評議員を決定する。

(報告)

第4条 理事長は選出された評議員名を、社員総会及び会員報告会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。